

須佐郷土史研究会会則

(総則)

第1条 この会は、須佐郷土史研究会と称し、事務局を須佐公民館内に置く。

(目的)

第2条 この会は、萩市須佐地区を中心とする郷土史の総合的研究を目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ①文献資料の収集、調査、研究、紹介
- ②研究発表、研究会等の開催
- ③展覧会、講習会、講演会の開催
- ④中央、地方の関係学会との交流
- ⑤郷土史の編纂
- ⑥その他

(組織)

第4条 この会は、第2条の目的に賛同する者をもって組織する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。但し、会長、副会長、監事は会員の互選とし、その他の役員は、会長がこれを委嘱する。

- ①会長1名
- ②副会長1名
- ③理事若干名
- ④監事2名
- ⑤書記、会計1名

(顧問)

第6条 この会に顧問を置くことができる。

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とし、再任は妨げない。但し、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第8条 役員は、次の任務を処理する。

- ①会長は、本会を代表し、会議の議長となり、会務を総理する。
- ②副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
- ③理事は、理事会を構成し、本会の運営並びに重要事項を審議すると共に企画実施する。
- ④監事は、会計及び事務の監査にあたる。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、毎年1回定期的に開くものとし、会則の変更、予算決算、事業計画、役員選出、その他重要事項を審議する。

3 会議は、その構成員の過半数をもって成立する。

4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数の時は議長が決定する。
5 その地必要に応じ随時これを開く。

(会費)

第 10 条 この会の会費は、年額 1,000 円とする。

〈経費)

第 11 条 この会の経費は、会費、寄付金、助成金、その池の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 12 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

附則

この会則は、昭和 53 年 11 月 23 日より施行する。

附則

この会則は、平成 17 年 3 月 6 日から適用し、その年の総会の行われた日から施行する。

附則

この会則は、平成 19 年 6 月 14 日から適用し、その年の総会の行われた日から施行する